

暫定税率等の適用期限の延長等

令和 6 年 11 月 26 日
関税・外国為替等審議会
関 税 分 科 会
財 務 省 関 税 局

1	暫定税率の取扱い
---	----------

1. 経 緯

基本税率が、中長期的な観点から、内外価格差や真に必要な保護水準を勘案して設定される税率であるのに対して、暫定税率は、政策上の必要性等から、適用期限を定めて、基本税率を暫定的に修正する税率であり、その水準及び必要性について常に見直していくものとされている。こうした観点から、暫定税率の適用期間を1年とし、毎年度の関税改正において適用期限の延長を行ってきたところである。

現在、令和7年3月31日に適用期限が到来する、これら411品目に係る暫定税率について、その後の取扱いを検討する必要がある。

2. 検 討

適用期限の到来する暫定税率に関する検討に際しては、下記の点に留意する必要がある。

(1) 延長の適否

イ. 生産者及び消費者等の間の利益調整に及ぼす影響について

関税率には、産業保護を求める国内の生産者と安価な輸入品の供給を求める消費者・需要者の間の利益調整を考慮して設定される面があり、暫定税率によって基本税率等の水準を下回る関税率を設定している品目については、仮に暫定税率を廃止する場合、関税率が引き上がることから、生産者及び消費者等に与える影響に留意する必要がある。

たとえば、ウルグアイ・ラウンド合意以前に関税割当制度を導入した品目については、一定の輸入数量を超える輸入に対して基本税率等を適用し国内生産者の保護に必要な水準を維持する一方で、一定の輸入数量までは基本税率等を下回る水準の暫定税率を適用し消費者等への安価な輸入品の供給を確保しており、仮に暫定税率を廃止する場合、生産者及び消費者等の間の利益調整に影響を及ぼすこととなる。

ロ．国際交渉との関係について

ウルグアイ・ラウンド合意に基づく関税割当品目及び国家貿易品目については、一定の輸入数量まで無税又は低税率での市場アクセス機会を提供するとの国際約束を踏まえて、暫定税率を設定している点に留意する必要がある。

こうした品目について、現在協議中のWTOドーハ・ラウンド交渉や、足元で進められている経済連携協定（EPA）等に係る交渉の対象となり得るものであり、暫定税率の取扱いを検討する際は、国際交渉の状況を予断なく注視する必要がある。

ハ．調整金等との関係について

関税と調整金等を合わせた水準を国際的に譲許している品目については、国内の生産者支援に係る財源である調整金等を徴収するため、暫定税率によって協定税率を下回る水準の関税率を設定しており、国内生産の状況等を踏まえた上での暫定税率の設定が求められる点に留意する必要がある。

ニ．関係国との協議結果に基づく税率の引下げ措置の履行に及ぼす影響について

ウルグアイ・ラウンド合意等における関係国との協議結果に基づき、暫定税率によって協定税率等を下回る水準の関税率を設定している品目については、仮に暫定税率を廃止する場合、関係国と改めて協議する必要がある。

ホ．産業政策上の必要性、国際市況について

産業政策上の要請や豊凶を受けた価格変動等に対応するために暫定税率が設定されている品目については、その時々的情勢や国際市況を踏まえた上での暫定税率の設定が求められる点に留意する必要がある。

（２）適用期限の設定、暫定税率の廃止及び基本税率への移行の適否

暫定税率の適用期限を延長する場合、また、長年にわたって暫定税率が

設定され、それが定着している状況に鑑み、暫定税率の廃止及び基本税率への移行を検討する場合には、従来、その時々国内産業や国際交渉の状況、政策上の必要性、国際市況を踏まえて常に見直しを行うべきとの理由から、適用期間を1年として暫定税率を設定してきた点に留意する必要がある。

たとえば、関税割当制度は、無税又は低税率が適用される輸入数量を限定する国境措置であることから、過去の関税率審議会等において、過度の輸入抑制効果や国内産業の合理化の阻害などの弊害が生じないよう常に見直しを行い、一般の税率形態への移行の可能性を検討すべきと位置付けられており、同制度の対象品目について、これまで適用期間を1年として暫定税率を設定してきている。

3. 改正の方向性

以上の考え方を踏まえ、411品目の暫定税率について、適用期限を1年延長することが適当ではないか。

2 特別緊急関税制度の取扱い

1. 経 緯

特別緊急関税制度（Special Safeguard：S S G）とは、ウルグアイ・ラウンド合意に基づき関税化された農産品について、関税化措置に伴う輸入急増時等の安全弁として、輸入数量が一定の水準を超えた場合又は課税価格が一定の水準を下回った場合に、それぞれ関税率の引上げを行うものである。

S S Gについては、適用期間を1年として、毎年度の関税改正において適用期限の延長を行ってきたところである。

令和7年3月31日にS S Gの適用期限が到来することから、その後の取扱いについて検討する必要がある。

2. 検 討

S S Gは、ウルグアイ・ラウンド合意に基づき関税化された農産品について、関税化の代償に、農産品の輸入急増時等の安全弁として設けられた制度であることから、国際交渉の状況等を踏まえて検討を行う必要がある。

S S Gに係る品目は、現在協議中のW T Oドーハ・ラウンド交渉や、足元で進められている経済連携協定（E P A）等に係る交渉の対象となり得るものであり、国際交渉の状況を予断なく注視する必要があること、引き続き国内産業を保護する必要があることから、本制度についても適用期間を1年延長することが適当であると考えられる。

3. 改正の方向性

S S Gについて、適用期間を1年延長することが適当ではないか。

3	加糖調製品に係る関税の取扱い
---	----------------

1. 経緯

加糖調製品については、国産の砂糖に対して価格優位性を有しているところ、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「CPTPP」という。）において関税割当制度が導入される等の譲許がされたこと等により、国内産糖への支援に影響が生じることが懸念されたことから、総合的なTPP等関連政策大綱（平成29年11月24日TPP等総合対策本部決定）に基づき、CPTPP発効時に糖価調整制度における調整金の対象に追加された。加糖調製品に係る調整金により、実質的に国産の砂糖の価格は低減したが、両者の間には依然として価格差が存在している状況にある。

このような状況の中、農林水産省から、加糖調製品に係る調整金収入の拡大を可能にし、加糖調製品と国産の砂糖との価格差を更に縮小するため、令和7年度のCPTPP税率の設定状況等を踏まえた、暫定税率の引下げを求める改正要望が提出されたところである。

2. 検討

加糖調製品に係る調整金を拡大する必要性の有無については、糖価調整制度が、甘味資源作物に係る農業所得の確保、国内産糖の製造事業の経営安定その他関連産業の健全な発展を通じて、国内産糖の安定的な供給の確保を図ることにより、国民生活の安定に寄与することを目的としていることを踏まえ、加糖調製品と国産の砂糖の価格差及び需給の動向、国内産糖に係る競争力強化の取組状況、暫定税率の引下げによる政策効果等を基に検討する必要がある。

その点、①加糖調製品と国産の砂糖の価格差は足元で縮小しているが、依然として価格差が認められること、②加糖調製品全体の輸入量は減少傾向にあるが一部の品目では減少幅が縮小しており、主な減少要因についても異常気象などを背景としたカカオ豆の需給逼迫・価格高騰等の一時的な要因によるものであることや、③CPTPPの枠内税率の引下げや枠数量の拡大等に

に伴い、枠内での輸入量が増加している品目があることから、今後再び加糖調製品の輸入量が増加傾向に転じる可能性も否定できないこと、④甘味資源作物の生産費削減を含む国内産糖に係る競争力強化等に努めていること、⑤暫定税率の引下げにより確保した調整金を原資とした原料糖の価格調整により、国産の砂糖の価格が抑制され、消費者の利益に寄与していると評価できること、などを総合的に勘案すると、加糖調製品のうち5品目について、令和7年度のCPTPP税率の設定状況等を踏まえ、国内産糖への支援の原資となる調整金の拡大が可能となるよう、暫定税率を引き下げることが適当であると考えられる。

なお、令和8年度以降の暫定税率の設定においては、農林水産省に対して、加糖調製品と国産の砂糖の価格差及び需給の動向、国内産糖に係る競争力強化の取組状況、暫定税率の引下げによる政策効果について、消費者の視点も踏まえつつ、検証及び報告を求めるとともに、食料の安定的な供給等における砂糖及び加糖調製品の位置づけを踏まえた関連制度の今後の在り方及びその在り方の実現に向けた具体的取組の進捗等についても明らかにすることを求める必要があると考えられる。

3. 改正の方向性

加糖調製品のうち5品目について、令和7年度のCPTPP税率の設定状況等を踏まえ、国内産糖への支援の原資となる調整金の拡大が可能となるよう、暫定税率を引き下げることが適当ではないか。

4	給食用脱脂粉乳に対する関税軽減措置の見直し
---	-----------------------

1. 経 緯

現行制度において、幼稚園、小学校、中学校等の学校及び児童福祉施設等の児童や生徒の給食に用いられる脱脂粉乳（以下「給食用脱脂粉乳」という。）については関税の軽減措置を講じており、一定の数量の範囲内（関税割当制度）については関税を無税としている。また、関税定率法施行令第 65 条において、同措置の対象となる児童福祉施設等が定められている。

政府は、こども未来戦略（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）において、全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充を図るとしており、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）により、令和 7 年 4 月から児童福祉法上に乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が新設されることとなった。

同事業は、満 3 歳未満の保育所に入所していない乳幼児に対して、適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業であり、利用者は月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に通園が可能な仕組みとなっている。

すでに関税の軽減措置が講じられている施設等との公平性や、上記の期待される効果等に鑑み、同事業を行う施設において児童に提供される脱脂粉乳についても、関税の軽減措置の対象とするよう、こども家庭庁から要望がなされている。

2. 検 討

給食用脱脂粉乳に対する関税軽減措置は、発育途上にある児童や生徒の心身の健全な発育等を図ることを目的としているところ、乳児等通園支援事業をその対象に追加することは、制度の趣旨に沿ったものである。

また、脱脂粉乳については、一定の輸入数量まで無税又は低税率での市場

アクセス機会を提供するとの国際約束をしているところ、国内産業保護の必要性を踏まえ、用途を限定した上で関税割当制度の対象としている。この点、乳児等通園支援事業を関税軽減措置の対象とした場合に見込まれる脱脂粉乳の消費量の増加割合は僅少であり、増加後の消費量は給食用脱脂粉乳の関税割当数量の範囲内に留まるため、国内産業保護の観点からの問題は生じない。

なお、関税軽減措置の対象については、従来、事業開始にあたって事前の認可を必要とする等、行政による一定の関与を受け、一定の水準が確保されている施設に限り、原則施設単位で対象としている。乳児等通園支援事業の実施にあたっては、既に関税軽減措置の対象となっている施設と同程度の水準を確保した上で認可が必要になる等、行政による関与を受けることとなるため、現行の給食用脱脂粉乳に対する関税軽減措置の対象施設の考え方と照らしても整合的である。

したがって、同事業を行う施設において児童に提供される脱脂粉乳について、関税軽減措置の対象に追加することが適当と考えられる。

3. 改正の方向性

乳児等通園支援事業を行う施設において児童に提供される脱脂粉乳について、関税軽減措置の適用対象に加えることが適当ではないか。
